

平成21年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成21年3月23日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第3号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第4号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第6号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 本巢市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 本巢市根尾地域不均一課税充当事業の継続に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第13 議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第16号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第15 議案第25号 平成21年度本巢市一般会計予算について
- 日程第16 議案第26号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第17 議案第27号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第18 議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第20 議案第30号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第21 議案第31号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第22 議案第32号 平成21年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第23 発議第1号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 発議第2号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 発議第3号 地方交付税の還元及び税財源の充実強化等を求める意見書について
- 日程第26 発議第4号 緊急の経済対策及び雇用対策を求める意見書について
- 日程第27 発議第5号 家電リサイクル料金の前払い制度導入を求める意見書について
- 日程第28 発議第6号 特別支援教育の充実に関する意見書について
- 日程第29 発議第7号 地方消費者行政の充実強化を求める意見書について

日程第30 発議第8号 WTO農業交渉に関する意見書について

日程第31 発議第9号 森林の整備、林業・木材産業振興施策の充実等を求める意見書について

日程第32 閉会中の継続審査申出書について

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第3号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第4号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第6号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第9号 本巢市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例について
- 第11 議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第11号 本巢市根尾地域不均一課税充当事業の継続に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第13 議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第16号 市道路線の認定及び廃止について
- 第15 議案第25号 平成21年度本巢市一般会計予算について
- 第16 議案第26号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 第17 議案第27号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第18 議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 第19 議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 第20 議案第30号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 第21 議案第31号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 第22 議案第32号 平成21年度本巢市水道事業会計予算について
- 第23 発議第2号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 発議第3号 地方交付税の復元及び税財源の充実強化等を求める意見書について
- 第25 発議第4号 緊急の経済対策及び雇用対策を求める意見書について
- 第26 発議第5号 家電リサイクル料金の前払い制度導入を求める意見書について
- 第27 発議第6号 特別支援教育の充実に関する意見書について
- 第28 発議第7号 地方消費者行政の充実強化を求める意見書について

第29 発議第8号 WTO農業交渉に関する意見書について

第30 発議第9号 森林の整備、林業・木材産業振興施策の充実等を求める意見書について

第31 閉会中の継続審査申出書について

追加日程第1 副議長辞職の許可について

追加日程第2 副議長の選挙について

出席議員（20名）

1番	黒田 芳 弘	2番	舩 渡 洋 子
4番	白 井 悦 子	5番	高 田 文 一
6番	高 橋 勝 美	7番	安 藤 重 夫
8番	道 下 和 茂	9番	浅 野 英 彦
10番	中 村 重 光	11番	村 瀬 明 義
12番	若 原 敏 郎	13番	瀬 川 治 男
14番	後 藤 壽太郎	15番	上 谷 政 明
16番	大 熊 和久子	17番	大 西 徳三郎
18番	戸 部 弘	19番	高 橋 秀 和
20番	遠 山 利 美	21番	鵜 飼 静 雄

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	小 野 精 三
教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	鷲 見 良 雄
企 画 部 長	高 田 敏 幸	市 民 環 境 部 長	藤 原 俊 一
健 康 福 祉 部 長	村 瀬 光 廣	産 業 建 設 部 長	山 田 英 昭
林 政 部 長 兼 根 尾 総 合 支 所 長	山 田 道 夫	上 下 水 道 部 長	杉 山 尊 司
教 育 委 員 会 事 務 局 長	杉 山 勝 美	会 計 管 理 者	矢 野 博 行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 重 光	議 会 書 記	安 藤 正 和
議 会 書 記	川 口 直 紀		

午前9時00分 開議

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号20番 遠山利美君と21番 鵜飼静雄君を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時01分 休憩

午前10時44分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

日程第2 諸般の報告

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議長の命により総務企画委員会の報告をいたします。

3月16日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、鷲見総務部長、高田企画部長、山田根尾総合支所長、矢野会計管理者のほか関係職員の出席を求め、付託案件9件の審査、協議及び意見書の取り扱いについて慎重に協議をいたしました。

初めに、総務部関係の付託案件、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第11号の審査、協議案件、議案第25号の協議及び議会根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

続いて、企画部関係の協議案件、議案第25号についての協議をいたしました。

午後1時から、現状把握のため屋井工業団地の視察を行いました。引き続き議会関係の協議事項、初めに意見書3件の採択の取り扱いについて協議をいたしました。1. 工事契約における適正な受注による企業の健全経営及び適正な労働条件の確保を求める意見書については、協議の結果、内容精査のため、今回は見送りとなりました。2. 永住外国人の地方参政権の拡充に関する意見書については、協議の結果、今回は見送りとなりました。3. 地方交付税の復元及び税財源の充実強化等を求める意見書については、この意見書につきましては提出すべきものと総務企画委員会としては決定をいたしました。後ほど上程がございますので、適切な御判断をいただきたいと思います。

次に、費用弁償について協議をいたしました。本巣市議会議員が本会議または本巣市議会委員会条例の規定による各委員会に出席した場合に、費用弁償として支給される日額2,000円を実費支給に変更することについて、6月議会をめどに継続し、閉会中の継続審査の申出書を提出し、慎重に協議を図ることになりました。

以上、報告いたします。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

議長の命により、文教福祉委員会からの報告をいたします。

3月17日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員7名と議長が出席し、議案説明のため、藤原市長、小野副市長、白木教育長、藤原市民環境部長、村瀬健康福祉部長、杉山教育委員会事務局長、山田根尾総合支所長のほか関係職員の出席を求め、付託案件9件の審査、協議及び意見書の取り扱いについて慎重に協議いたしました。

初めに、真桑、弾正保育園増築工事の現場及び糸貫川プール施設の視察を行いました。

午前10時50分から、市民環境部関係の付託案件、議案第8号、議案第26号、議案第27号、議案第28号の審査、協議案件、議案第25号の協議及び根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

続いて、健康福祉部関係の付託案件、議案第9号、協議案件、議案第25号の協議及び根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

引き続き、教育委員会関係の付託案件、議案第12号、協議案件、議案第25号の協議をいたしました。

最後に、意見書3件の採択の取り扱いについて協議をいたしました。特別支援教育の充実に関する意見書、緊急の経済対策及び雇用対策を求める意見書、家電リサイクル料金の前払い制度導入を求める意見書、それぞれ提出すべきものと委員会としては決定いたしました。

以上、報告いたします。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会の報告をいたします。

3月18日の午前9時から、系貫分庁舎2階特別委員会室において産業建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、藤原市長、小野副市長、山田産業建設部長、杉山上下水道部長、山田林政部長ほか関係職員の出席を求め、付託案件8件の審査、協議及び意見書の取り扱いについて慎重に協議をいたしました。

午前中に市道路線の認定及び廃止に伴う箇所現状把握のため、現地視察を行いました。

午前10時45分から、産業建設部、林政部及び根尾総合支所の付託案件、議案第10号、議案第16号の審査、協議案件、議案第25号の協議及び根尾総合支所に属する予算についての協議をいたしました。

続いて、上下水道部関係の協議案件、議案第25号についての協議、付託案件、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号の審査をいたしました。

最後に、意見書3件の採択の取り扱いについて協議をいたしました。

地方消費者行政の充実強化を求める意見書、森林の整備、林業・木材産業振興施策の充実等を求める意見書、WTO農業交渉に関する意見書、それぞれ提出すべきものと委員会としては決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第2号から日程第8 議案第7号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第3、議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第7号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第2号から議案第7号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、総務企画委員会に付託案件と出された案件についての報告をいたします。

議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、統計法の施行期日を定める政令が公布され、21年4月1日から施行されることに伴い、旧統計法においては、指定統計調査と指定統計調査以外の統計調査としている区分を、新統計法では、その体系の根幹をなす基幹統計調査と一般統計調査に区分して整備を進めるとい趣旨の改正案でございます。そういった補足説明があり、慎重審査をしましたが、質疑もなく、異議もありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

議案第3号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細な説明の中で、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成20年12月26日に公布され、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことにより、平成21年4月1日から1週間当たりの勤務時間が40時間から38時間45分に改正されたために改正されるものであります。

主な質疑は、日々雇用職員の方はどのような対応になるかという質問に対し、執行部より、一般職職員と同じく勤務時間を短縮しますとの答弁でした。昼休み1時間となるが、窓口当番に当たる職員の対応はとの質問に対し、執行部より、市民のサービス低下にならないように、現在と同様にローテーションを組んで対応するとの答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第4号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、詳細な説明は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成20年12月26日に公布され、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたため改正するもので、育児短時間勤務の承認を受けた職員で、公務の運営上、特別の形態によって勤務する必要がある職員の1週間当たりの勤務時間を20時間、24時間、または25時間から19時間25分、19時間35分、23時間15分、また24時間35分に改正するものでありますという説明でした。

審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、詳細な説明は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が平成20年12月26日に公布され、平成21年4月1日から国家公務員の1週間当たりの勤務時間は40時間から38時間45分に改正されたため改正するもので、育児短時間勤務職員等で、正規の勤務時間を超えて勤務した場合、100分の100を時間外勤務手当を支給する時間を8時間から7時間45分に改正するものであります。

慎重に審査をいたしました。特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第6号 本巢市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、詳細な説明は、公務のため、旅行する職員に支給する旅費について、道路交通網が整備されたこと等により日当を支給する基準について改正するもので、それぞれの交通手段を使用して旅行する場合において、日当を支給しない距離を「鉄道100km未満」を「路程鉄道800km未満」、「水路50km未満」を「路程水

路400km未満」、「陸路25km未満」を「路程陸路200km未満」に改正する。また、公用車を使用する旅行の場合の日当は2分の1に相当する額に改正するものであります。

主な質疑の内容につきましては、出発点及び道路、鉄道の組み合わせによって違ってくるといふ質問に対して、それぞれ指定した職場により判断し、当該目的地をもって計算するとの答弁でした。また、根拠は全国の自治体一律かの質問に対し、国の準則で運用されているが、それぞれ定め方が違い、実情を見て現実的に決めているのが状況ですとの答弁でした。水路とあるが、水路で出張する場合があるのかという質問に対して、準則に基づき水路による旅費を規定しているとの答弁でした。鉄道でどこまで日当支給が該当するのかの質問では、おおむね東は横浜、西は尾道、北は新潟直江津以遠が該当し、陸路では、県内ではおおむね恵那、下呂、庄川、県外では岡崎、松坂、敦賀、栗東ですとの答弁でした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、詳細な説明は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことに伴い改正するもので、別表区分の欄中、老人保健福祉計画作成委員会委員を老人福祉計画作成委員会委員に改めるものであるという説明でした。

慎重審査をいたしましたが、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で報告を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第2号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第2号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第3号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第4号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第5号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号 本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第6号 本巣市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号及び日程第10 議案第9号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第9、議案第8号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第10、議案第9号 本巣市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例についてを一括議題といたします。

議案第8号と議案第9号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

付託案件2件の報告をいたします。

議案第8号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について。乳幼児等の医療助成費を15歳に達した日以降における最初の3月31日までのものに拡大するための改正で、本則中「乳幼児・児童」を「乳幼児等」に改めること。第2条第1項第1号中「12歳」を「15歳」に改めるもので、慎重審査いたしました。特に異議はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 本巣市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例について、旧地域改善対策特別措置法の事項が昭和62年に執行し、平成19年3月22日に償還が完済となったことに伴い改正するもので、慎重審査いたしました。特に異議はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第8号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

1番 黒田君。

1番（黒田芳弘君）

これにつきましては、現在も小学校6年生までの助成を中学校3年生まで助成することでありませんが、現在は、市が証明いたします助成票が配付されておりまして、現在の小学校6年生については3月31日になっております。これを中学生までに拡大するわけですが、きょうが3月23日でありまして、あと日にちが4月までないわけですが、この間にその助成票が送付をされるのか、その間については領収書を持って、後に還付されるのか、そのことについてお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

7番 安藤委員長。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

特に、そういった質疑は委員会ではありませんでしたので、執行部の方でお願いできますか。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長。

市民環境部長（藤原俊一君）

今回、福祉医療拡大ということで、4月1日からお願いするものでございまして、この本会議が通れば、各通知を出しまして、速やかに手当てしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

1番 黒田君。

1番（黒田芳弘君）

ですから、3月31日までに送付されるのか、できない場合はどうするのかをお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長。

市民環境部長（藤原俊一君）

通知につきましては、きょう本会議に通れば、早速通知を出します。それで、4月には間に合うように、そういう手配はさせていただきたいと思っております。

1番（黒田芳弘君）

結構です。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第8号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号 本巢市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第9号 本巢市住宅新築資金等貸付条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第11、議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第10号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、付託案件、議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例についての報告をします。

平成21年3月31日で本巢郡森林組合との指定管理者の指定が期間満了となることに伴い、本則中

「指定管理者」を「市長」に改正するものであります。

本件につきまして、慎重に審査をいたしました。特に異議はございませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長（後藤壽太郎君）

議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

この条例を改正する点については、何ら異議はございませんが、確認をしておきたいというふうに思います。

指定管理者制度でうすずみバンガローが管理委託をされていることは十分承知しておりましたが、どうも私どもが聞いている範囲内では、指定管理者に委託はしてあるけれども、利用者が少ない等々の理由もあるのかもしれませんが、要するに営業していないというような話を聞いていたんですが、この点についてはどうも質疑がなかったようなので、それは執行部にお伺いしなきゃいけないと。それから、実態としてはどうだったのかということをもっとお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

8番 道下委員長。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

その点につきましては、質疑はございませんでしたので、執行部の方からよろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

林政部長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

ただいまの御質問でございますが、前の9月の一般質問でもございましたが、営業につきましては、平成17年度に営業を休止しております。それで、あと営業状況については、いろいろと年度を追ってございますが、特にこのバンガローにつきましては昭和58年度から営業を開始しております。58年度では年間570人、平成4年度におきましては1,654人、平成5年度、1,267人というふうで減少が続きまして、平成16年度には104人まで利用客が減少したというような状況から、営業そのものが続けられなくなったということから、営業を休止しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

要するに、指定管理者制度で管理者に委託をしておいて、営業が停止をされておるという状況下

だったと。私は年度がはっきりわからなかったので、この条例で見ると限りは5年間ということですが、今から5年さかのぼれば、指定管理者制度を用いてから実質的に1年ぐらいで、あるいはもっと前から指定管理者を用いておられれば、その間ずっとだろうというふうに思うんですけども、いわゆる指定管理者制度で指定管理者にお願いをしておきながら営業を停止しておいたという状況からすると、その時点で、私は法的な解釈のことをお伺いするんですが、指定管理者制度そのもので委託をしておること自身が、この条例で認められていることと営業を休止することは何ら問題がないことなのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

その法的な問題云々は、私もこの場では何とも言えませんが、今の状況でありますと、この3月31日まで、一応指定管理の期間がございましたので、そのまま指定管理の契約をしておいたという状況でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

それじゃあ、法的な根拠のお互いにわからないことを議論しておってもどうしようもないので、指定管理者制度は幾つかのところを取り入れてございます。こういった部分の案件については、将来的なこともありますので、営業を停止した場合の指定管理者との契約がどうなってくるのかについては、詳細なことについては調査・研究を進めていただきたいということをひとつお願いをして、その答弁をいただきたいこと1点と、今回の条例改正は市長に営業権、開業する権限が移ってまいりました。そうした場合に、現在は休業しておりますが、4月1日から営業を再開するという形での条例改正というふうにとれるわけですが、その点について執行部の見解はどうなのか、お伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

先ほどの法的な問題につきましては、よく研究をしたいというふうに思っておりますし、4月1日からの営業については、先ほど御説明申し上げたとおりでございますので、これから営業するというのは少し無理があるかというふうに考えております。以上です。

19番（高橋秀和君）

結構です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第10号 本巢市うすずみバンガロー条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第12、議案第11号 本巢市根尾地域不均一課税充当事業の継続に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

議案第11号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、議案第11号 本巢市根尾地域不均一課税充当事業の継続に伴う関係条例の整理に関する条例についてを報告申し上げます。

詳細な説明は、平成20年4月に本巢市根尾地域審議会から答申があった不均一課税を充当すべき事業のあり方についての答申に基づき、本事業を平成25年度まで継続するため改正するもので、本巢市分担金徴収条例の一部を、附則第3項中「平成20年度」を「平成25年度」に、本巢市出産祝い金支給に関する条例の一部を附則第3項中「平成20年度」を「平成25年度」に改正するものであるとの説明でありました。

主な質疑は、出産祝い金支給に関して、出生率にどれだけの変化があったかの質問に対し、第1子では平成20年度3名、平成18年度2名、平成19年度2名、平成20年度見込みで1名、平成21年度2名、第2子では平成17年度5名、平成18年度3名、平成19年度4名、平成20年度見込みで4名、平成21年度で2名で予算計上しているとの答弁でした。また、関連質問で、デジタル化事業の補助金については今年度どのようになったのかという質問に対しまして、全員協議会でデジタル化の予算の説明をさせていただいておりますが、根尾地域のみではどうかという問題がありまして、今回は計上をしていない。今後については、地域審議会等で説明を申し上げるといふ答弁でござい

た。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をしました。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第11号 本巢市根尾地域不均一課税充当事業の継続に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第13、議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第12号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

では、報告申し上げます。

議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例について、施設利用者の減少により、うすずみ公園駐車場として用途変更をすることに伴い改正するもので、慎重審査いたしましたが、特に異議はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第12号 本巢市体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第14、議案第16号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案第16号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、付託案件、議案第16号 市道路線の認定及び廃止についての報告を行います。

慎重に審査をいたしました。特に異議はございませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議長（後藤壽太郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号 市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のと

おり可決されました。

日程第15 議案第25号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第15、議案第25号 平成21年度本巢市一般会計予算についてを議題といたします。

議案第25号については、各常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議の結果の報告を求めます。

初めに、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 高橋秀和君。

総務企画委員会委員長（高橋秀和君）

それでは、ただいま議題となりました議案第25号について、当委員会の関係する予算内容分について、御報告を申し上げます。

まず、総務部関係について、質疑の主なものを申し上げます。

ゴルフ場利用税交付金は、前年に対してマイナス200万となっているが、理由はとの質問では、ゴルフ場所在市町村に対し、県が収納した利用税の10分の7に相当する額が交付され、平成17年度は2,145万3,000円、18年度では2,362万7,000円、平成19年度では2,190万4,000円、20年度見込みで2,067万4,000円と、実績を勘案して算定をしておりますとの答弁でした。

新規事業で、市ホームページ更新事業の内容についての質問では、平成16年度で作成し、平成21年12月にソフトリース期間が終了するほか、現在のホームページでは動画も掲載できないため、リニューアルするものですとの答弁でした。

緊急雇用創出事業等に係る予算執行の発注に当たって、どのように考えているかの質問では、市内に業者のある場合は最大限地元を優先し、地元経済につながるよう進めてまいりたいとの答弁でした。

市民税法人分が前年対比マイナスの1億3,715万3,000円の減額となっているが、どのような根拠かの質問では、昨今の景気の悪化に伴い、市内の主要企業等の状況を調査した結果、おおむね法人税割については、20から30%ぐらい落ち込むのではないかと。反面、好調な企業もありますし、総合的に推測は難しい面があります。国・県の予測をも参考にし、このような減額となったとの答弁でした。

固定資産税（償却資産）についてでございますが、このような経済情勢の中の償却基準はどのようになるのかとの質問では、国の財務省が定めている基準に基づき、償却資産台帳に登録がある限り、毎年整理がなされていくという回答でした。

次に、市たばこ税、前年対比マイナスの808万8,000円の減であるが、市内販売店によっては、たばこ税の収入になるところ、ならないところがあると思われそうですが、税収を上げるには、たばこ組合加入の店かなどの表示はできるのかという質問では、たばこ組合と協議をしていきたいとの答弁でした。

生活安全対策監の勤務内容及び単年度だけの予算措置なのかの質問では、市の設置要綱に基づいて、職務内容は本巢市生活安全条例に基づく犯罪、事故等を防止するための安全活動の推進に係る指導、災害発生時等の危機管理に係る指導、本巢市不当要求行為等の防止に関する要綱に基づく不当要求行為等に係る指導、警察との連携の内容で、雇用期間は1年で、要綱に基づき再任でき、再任の限度は原則3年とする。勤務時間は8時30分から16時30分までとの答弁でした。

次に、公金管理に対する不祥事が報道されるが、チェック機能はどのようになっているかの質問では、各部長、課長に公金の取り扱いについて説明し、対策をとりながら行っているとの答弁でした。

次に、企画部関係の質問の主なものについて申し上げます。

生活安全対策監について、一般市民からの質問等についても対応するのか。また、電話による問い合わせについては、どのような体制なのかの質問では、消費者生活相談等についてもできる範囲で行い、直通の電話番号を広報等に掲載し、周知していくとの答弁でした。

淡墨桜の日おもてなし事業について、中身が今までと同様に思えるが、どのようになったかの質問では、今までは招待者向けであったが、今年度からは、一般の観光客等におもてなしができるようにしたとの答弁でした。

本巢まちづくり学校について、どのようなことを行っていくのかとの質問では、市民の生涯学習意欲を社会参加活動につなげ、市民と行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら協働してまちづくりを進めるために、地域コミュニティーやボランティア等に取り組むきっかけとなる講座を開催し、地域づくりや社会参加活動に参加する人材の育成を図っていくとの答弁でした。

自主運行バス運営補助金が減少しているが、どうしてかの質問では、県補助金が下がっていること。また、国の補助金を受けており、諸収入で計上しているとの答弁でした。

自主運行バスについて、朝晩を除いて乗客が少ないが、デマンド化についての質問は、根尾地域のデマンド化については、平成22年度から実施の予定ですとの答弁でした。

バス料金の統一はできないかの質問では、ササユリ号については料金を取るにしても、料金箱の設置等が必要で、費用効果が少ない。また、自主運行バスについては、距離により料金を取っており、特に不満の声はないとの答弁でした。

以上が主な質疑に対する答弁であります。

議長（後藤壽太郎君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

では、報告いたします。

議案第25号 平成21年度本巢市一般会計予算のうち、市民環境部及び根尾総合支所に属する予算についての協議の経過並びに内容について御報告いたします。

質疑は主なものを申し上げます。

環境衛生費内で、環境監視員の賃金346万4,000円、前年に対して減額になっているが、内容はどうなっているのかという質問でありました。合併以来、1回につき勤務時間を6時間でお願ひし、南部地区におきましては2名ずつで3班編成、根尾地区においては2名で1班編成で行っています。今回、若干勤務時間を変更したということで、1回につき5時間になっているためとの答弁でありました。

次に、健康福祉部及び根尾総合支所の質疑の主なものについて申し上げます。

民生費、受託事業収入内、介護保険地域支援事業費収入2,320万1,000円は、前年に対しふえているがとの内容の質問では、もとす広域連合からの介護保険受託事業で、通所介護、養護等に対する費用受託を受けていたが、平成21年度からは高齢者特定把握事業についても市の方で実施するためとの答弁でありました。

民生費県補助金のうち、地域子育てセンター事業費補助金1,008万3,000円、前年に対してふえた要因などの質問では、糸貫センター事業費748万円、真正センター事業費518万円、本巢センター事業費330万円で、それぞれの県補助金は3分の2で、合計の補助金の額との答弁でありました。

続きまして、雑収入内、節目健診受益者負担金186万円の前年に対して少なくなっているがとの理由の質問では、平成21年度節目健診時期の切りかえに伴い、12月末までの期間で行ったためと、今後も健診していただくようアピールをしていきたいとの答弁でありました。

次に、教育委員会の質疑の主なものについて申し上げます。

教育基本計画について、どのように計画を立てられているのかの質問では、県・国のものも生かしながら、本巢市の実情に応じた計画を考えていきたいとの答弁でありました。

教育振興費のうち、要保護、準要保護児童援助費387万1,000円の考え方、または方針についての質問では、教育委員会の方でも基準の見直しについて話題になったところでありました。今後も、周りの状況の見ながら面倒を見られるように考えていきたいとの答弁でありました。

続きまして、社会教育費総務費のうち、女性の会補助金16万円、前年に対して極端に少なくなっているが、その理由はとの質問には、補助金基準の見直しで減額になったもので、会員が減ったわけではないとの答弁でありました。

続きまして、文化財保護費内、民俗資料館委託料517万円は、どこの資料館の整備か、また資料館の統合の方向性はどのようになっているかとの質問では、真正、本巢、根尾の民俗資料館を行っていきたい。統合については、現時点ではまだ決めていませんが、今後、内部調整を図りながら決めていきたいとの答弁でありました。

また、学校、幼稚園の評議員の取り扱いについて、どのような考え方を持っているのかとの質問では、今後はボランティアでとの答弁がありました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂君。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会の協議付託案件について報告をさせていただきます。

議案第25号 平成21年度本巣市一般会計予算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する予算についての協議の経過並びに内容について御報告をいたします。

質疑の主なものを申し上げます。

うすずみ公園整備計画は、当初計画からどのように変わったのかとの質問では、平成20年3月中の全員協議会で一体となった整備基本計画の説明をいたしておりますが、その後、淡墨桜の保護・保存を目的とした整備計画に変更をさせていただいておりますとの答弁でございました。

次に、農業振興費内、耕作放棄地調査委託料13万3,000円の予算計上がなされているが、その調査において、今後どのようなことを考えているのかの質問では、農地が転用のために手をつけずにそのままの状態か、それ以外の理由により耕作放棄を行っているか現状を調査し、今後、どのように農地を守っていけばいいかなどを参考にし、利用権設定などの指導を行っていききたいとの答弁でございました。

屋井工業団地企業誘致に向けた対策室の体制の質問では、商工観光課内に専属の室長、課長級と商工業務を担当する職員を配置し、土地開発公社とも協力しながら進めていきたいとの答弁でした。

建設課に対して、各自治会からの工事などの要望状況の質問では、合併時、平成16年から平成19年度までに641件の要望があり、平成19年度の段階で324件の施行、平成20年度においては200件の要望があり、70ヵ所の施行中です。今後、地域バランスなども考慮し、要望にこたえていきたいとの答弁でございました。

富有柿の里管理費内、地域営農マネジャーの活動内容についての質問では、毎月開催の1日農業塾、年3回体験市場、栽培技術の助言指導、小学校校外家庭学習、施設管理などの活動の内容の答弁でございました。

今年度の除雪に伴う執行状況はとの質問では、2月末で24社に対し627万円支出をいたしておりますとの答弁でございました。

次に、上下水道部及び根尾総合支所の質疑の主なものについて申し上げます。

糸貫地域の下水道計画の早期実現に向けての質問では、今後、下水道審議会などにおいて協議をお願いし、検討をしていきたいとの答弁でございました。

以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

以上で、各常任委員長からの協議の結果の報告を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここで暫時休憩の声も入りましたので、暫時休憩をいたします。

それでは、昼食の休憩ということで、1時から再開いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時00分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

平成21年度本巢市一般会計予算について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

幾つかございますが、まず初めに自分の所属しております文教福祉委員会の関係の問題について1点だけ、改めて方針を伺いたいことがございますので、お願いをいたします。

そのほかの点については、自分の委員会の関係は質問をするつもりはありませんが、お伺いしたいのは、学校などの評議員についてであります。先ほど委員長報告でもございましたけれども、今回の予算では、学校等の評議員の報酬が含まれていません。そのことによって、条例とのそごが生じているというのが現状であります。委員長報告でもありましたように、ボランティア的にこれからお願いしたいというような話はございましたけれども、現実には、間もなく新年度を迎えるわけありますので、どのような方針で、どのような形で取り組んでいこうとされるか、教育長にお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

教育長 白木裕治君。

教育長（白木裕治君）

それでは、今の御質問でございますけれども、学校とか幼稚園、幼児園でございますが、これまでにおきまして、事業とか、それから各種の行事でございますが、さらには環境整備も含めまして、多くの無償のボランティア、地域の方々に応援をいただいて子供を育ててきておるところでございます。

それで、学校評議員の方々につきましても、学校運営につきまして、いろいろな御意見もいただいたり、幅広い方々からも御意見をいただいて、御協力をいただいておりますけれども、そんな意味合いから、ほかのボランティアの方々と同様に、御協力をいただいておりますので、報酬につきましては、これで、合併以後5年を経過しておる段階でございますので、無償にさせていただきたいと、そういう考え方でございます。

それで、近辺の市町の状況でございますけれども、岐阜地区におきましては、本巢市において学校評議員に報酬を支払っておりますけれども、ほかの地域におきましてはどこも支払われておりません。考え方は先ほど申し上げましたとおりでございますけれども、それで本巢市におきまして

同様に報酬をなしにさせていただきたい、そんな考え方でございます。

そして、今、そごということで、報酬条例から学校評議員をなぜ今回削除しないのかということについてでございますけれども、これにつきましては、新年度から、今まで継続しておやりの方も今度評議員になっていただく場合もあるわけでございますけれども、初めて報酬がなしということになるわけございまして、平成21年度の各小・中学校、そして幼稚園、幼児園のところでは御協力いただきます学校評議員の皆様方に、まずは説明をさせていただきたいと。そして、御了解をいただいた上で、皆さん御納得をいただいた段階で条例からの削除をさせていただく手続をとらせていただこうと、そんなふうに考えているところでございますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

教育長は背が高いので、入りにくいときがあるような気がしますので、気をつけて、時々事務局が困る場合がありますので、お気をつけください。

確認だけしておきますけれども、今教育長が言われたように、これから関係者にそういった説明をして理解をいただいて、理解いただければ6月議会に条例を考えたいというふうに理解してもよろしいでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

教育長。

教育長（白木裕治君）

そのとおりでございます。どうかよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

学校評議員制度については、鵜飼議員から御指摘があって、その中で答弁いただいている方向で進められることについては結構でございますが、一言だけ申し上げておきますが、学校評議員会が開催されるのは、私自身も学校評議員として会議に出席させていただいたのは、平日の昼間に行われておる状況が多いんだと。当然、お仕事を持っておられる方は、お休みになって評議員会に出られるということも含めての費用を見てあったからというふうに理解をしております。そういった点も含めて、十分御理解をいただいて進めていただければありがたいと思いますし、学校、あるいは子供を取り巻いているいろんな携わっている方たちは、多くの方のボランティアで、学校の教育現場、授業にかかわってくる、あるいは部活動にかかわってくるものについては、それなりの費用が設けられているという、いろんな意味の中で、この件を精査される場合については、今後いろ

んなことをやっていかれる場合に、ボランティア、ボランティアというばかりではなく、きちっとした対応の教育委員会としては整合性を持たせる。100%対等の、あるいは公平なということは難しいにしても、やはりそれなりの報酬等については十分、評議員だけではなくて、その教育現場の環境の中で考えていただきたいことだけはお願いをしておきたいというふうに思います。

2点お伺いをしたいというふうに思います。

先ほど、鶴飼議員がおっしゃったように、自分の所管する委員会に関係する案件もございますので、その点について先にお聞きしますが、職員、あるいは管理職も含めてですが、人事評価、あるいは考課、あるいは査定的な問題については従来進めておられるだろうというふうに思っております。そういった中で、職員の皆さん方も、その効果を真摯に受けとめて職務にいそしんでおられるだろうというふうに思っております。

ところが、なかなかその職務上の問題なのか、あるいは職の制限範囲内の問題なのか、いろいろな声が聞こえてまいります。適正な人事評価、人事考課をされ、また適正な人事における職務指導はきちっとされているとは思いますが、今後ともその点についてはきちっとされていかれる方針がどうか、まずお伺いしたいのが1点。

それから2点目につきましてお伺いしたいのは、私の委員会の所属の関係でございますが、予算書の86ページのところで、商工観光費の商工費の中で、今回、工事請負費の中で、うすずみ駐車場整備工事の件でお伺いをしたいというふうに思います。

この案件につきましては、今まで設計、平板測量、あるいは駐車場のうすずみ公園の整備事業ということで、当時、私が産業建設委員長をさせていただいておるときもその問題が出てまいりましたし、予算の関係についてもお伺いしてきた中では、議会とよく御協議を申し上げてから進めてまいりますというお答えをいただいていたというふうに私は記憶をしております。私の記憶違いがどうかわかりませんが、今回も、私はたまたま産業建設委員会の傍聴にいましたので、それなりの図面は、そのときに傍聴者の方にも配られておりました。ということは、産業建設委員会で御議論をなされた。私が傍聴させていただいている範囲内では、高田議員がこの点について御質問をされていたように思います。

基本的にこの問題を進められるに当たって、今回はうすずみ駐車場という名称をきちっと明記されておられますし、教育委員会も本来うすずみ駐車場はうすずみのグラウンドの整備ということで上げるべきところを、きちっとした形で廃止条例を出され、しかも市民に対して説明をなされてきた。ところが、今までそういった経過は全然踏まえずに、うすずみグラウンド整備をうすずみ公園整備事業としてやってこられた。3月議会までの経過と、今回のきちっとした条例改正を伴ってやってこられた経過について、どういう形でこの部分が今日に至るまでになったのか、その経緯をまず担当の方からお伺いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

副市長 小野精三君。

副市長（小野精三君）

ただいまの1点目の御質問についてお答えいたします。

市の方では、18年の秋から、職員勤務評定実施規程に基づきまして勤務評定を、18年につきましては年1回、それから19年につきましても秋に年1回、それから20年度につきましても本格運用ということで、10月1日と3月1日現在で年2回実施するところでございます。この勤務評定につきましては、その評定結果に基づきまして、期末勤勉手当の勤勉手当の方の支給への反映とか、それからまた昇給・昇格についても勤務評定によりまして行っていきたいというふうに考えております。こういったことを通じまして、適正な勤務評定、それから職員の適性などを考慮しながら、適材適所の人事配置に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

2点目の質疑に対して、根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

うすずみ駐車場の整備についての今までの経緯という御質問でございますが、うすずみ公園駐車場につきましては20年の7月だったと思っておりますが、産業建設委員会の協議会の場でうすずみ公園整備と同時に、平成20年度におきまして測量委託の予算を上げさせていただいておりますので、その場で御説明をまず最初にさせていただきました。その後、設計等行いまして、この予算の編成時期によりやく固まったということから、これが最終的に決まったのは1月の終盤だったというふうに思っております。そんなことから、今回3月議会をお願いをさせていただいておりますので、

それで、今回の産業建設委員会の中でも御説明をさせていただきましたが、このうすずみ駐車場につきましては、うすずみグラウンドの廃止条例もございましたが、使用が少ないというようなこともありまして、各自治会とかに御相談をさせていただきながら、この部分について、今回駐車場として整備をしたいというお話をさせていただきました。駐車場にするというのは、当然、桜シーズンだけになるかもわかりませんが、桜シーズン以外については、目的外等の理由によって使用していきたいということで、今回お願いをしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

私がお聞きしたのは、20年の4月の当初予算で、いろんな意味で議論はさせていただいております。そのときは、山田部長がそのときの部長じゃなかった。だから、山田部長に質問するのは心苦しいところがあるし、市長、副市長も就任した当初で、この問題について話をするということ是非常に酷なんです。私は、今回が正しい形なんですよと言っているんです。

20年の4月に出されたときには、あそこはうすずみグラウンドの土地を、なぜ根尾総合支所長の立場で出てきたかということがわからなかったし、今回は条例改正を前提のもとで、正式の名前で

お話ししていかないかというふうに思っているわけです。じゃあどういうことかという、本巢市の市営駐車場条例というのが定められておるわけです。その中で「うすずみ駐車場」と書いてある。ここの説明の欄のところも「うすずみ駐車場」と書いてあるんです。正しい表現なんです。ところが、「うすずみ公園駐車場」というのは通称名なんでしょうね、きっと。それとも、うすずみ公園の中にある駐車場をうすずみ公園駐車場とされるなら、全体図を眺めましたら、身体障害者用につくられたのがうすずみ公園内にある駐車場だなと。うすずみ公園駐車場と言ってもいいだろうなと。でも、今うすずみ公園駐車場とあなた方が言うておられるところは、今回、条例廃止が出てきているところは、うすずみグラウンドの土地も含めてであるわけです。だから、テニスコートを廃止にする、グラウンドを廃止をすると、多目的なグラウンドにされていくということで、その中でうすずみ駐車場ということで番地が明記してある。

産業建設委員会のときに、私はそこまで本来、過去の中でうーんと思っていた。だからこそ、教育委員会にもどうなっているだろうかなということをお伺いしておるんです、その都度。相談があったのと言ったら、相談がありましたという話は聞いておりますが、いろんなことがありますので、そういう経過の中で今回は私はきちっとされた。だから、市長、副市長には敬意を表しておるんです。今回きちっとしていただいて、条例改正をもって、きちっとした名目で整備をされておられる。でも、今までの流れは、そういった手順が、私はどうしても、このうすずみ市営駐車場条例というものがあって、うすずみ公園というのは、うすずみ公園の設置条例があって、それでどうしていくかというのが先にあって、設計とかいろんなものが出てくるはずだろうということを指摘しているわけです。予算に反対しておるわけじゃないです。進め方の中で、きちっとした形で持ってきていただくのが本来ではないかというふうに思うわけです。だから、その点について過去の経過を今お聞きしたわけです。本来、今回出てくるのが正規の分だと認めている。前の部分の中で、ワンクッションを教育委員会を抜きにしてきたことに関しては、どうしても理解できません。その点について、先ほど聞いた私の基本的な質問の趣旨なんです。その点について、しかも協議をするよという話であって、先ほどお話ししましたように、産業建設委員会では資料を渡されましたよ。私も傍聴しておってもらいましたよ。ですが、ほかの傍聴に行かなかった議員さん方はその資料をお持ちでないわけです。決定事項でないだろうなと。協議案件で、まだまだ検討すべき事項だろうなと思うのが一つ。

もう一つは、教育委員会が調査をして、きちっとした形で今回条例改正を上げてこられたと同じように、それを上げる前にきちっとした議論がされずに実は出してきたというふうに理解してしまうんですが、市民にも条例を廃止していく過程の中で、駐車場を多目的に使えるような形にするよということ、ルール上をもって説明をせずに進めてきたというふうにしか理解できないんですが、それで理解してよろしいかどうかを確認しているわけです。意味はわかりますか。だから、それに対するお答えをいただきたい。今後、今まだ資料をもらっておみえにならない議員さん方も、今の時点でもお見えになるわけです。それが議会に対する説明をし、協議をし、今後進めてまいりますといったことと整合するかどうかお伺いしておるんで、それに対するお答えをいただきたいだけ

ですので、よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

一つ目の、条例等の整備も含めて、先にそういうものを整理してからこういうものを進めていくべきではないかという御指摘でしたが、当然、この条例等を見ても、やはり過去の経緯がしっかりされていないという部分はございました。前回御質問いただいたときにも、この辺の整理についてはこれからよく検討して、うすずみ公園の一部として位置づけした形で、こういう条例等についても整備をしていきたいというお答えをさせていただきましたが、それはそのとおりで進めたいというふうに考えております。

それから、工事についての御説明でございますが、まだうすずみ公園の整備については、今の段階で計画案のしっかりしたものがまとまっていないというような状況から、うすずみ公園の整備計画について御説明をこれからしていかなければならないというふうに考えておりますので、あわせてそのときに皆様方にお諮りをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願したいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

私は3回目になりますので、後から続くなり議長にお願いしなきゃいけませんけれども、今回、予算が上がってきている部分について、先ほどから何度も言っている、もう1回、皆さん方に説明してきちっと議論して御意見を伺うということは間違いないということですね。それが一つ。

今言われていることでよくわからないのは、予算が上がっている案件について、まずきちっとすることが第一でしょう。市営駐車場のうすずみ駐車場の整備をすると。うすずみ駐車場の整備については、こういう形でやりますよと、産業建設委員会でされたのと同じ形で資料を提供して、全員協議会なり本会議なりでもう一度きちっと説明されるおつもりかどうかということが全然返ってこないんですけど、それはそうなんだろうということなの。産業建設委員会で説明したから、どんどん自分たちで進めるということですかということなんです。そのことが一番大事なことなんです。

見させてもらった中で、どうもヘリポートの位置が載っておって、これは前にも私自身はヘリポートの位置については、総務企画が関係してきておる部分で十分議論していかないかんということについては意見を持っておりましたから、その部分についても図面で見ると載っているわけです。間違いないですよ、多分。協議をしていきましょう、一緒にやっていきましょうと言っておった部分が、なぜこういう形で出てきて、いまだにそういう形のものが抜けていることについては疑問に思っているわけです。もう予算が通ったら、執行部が自由にやれるんだからいいんだと、私はそのように皆さん方が思っているとは思っていませんが、取り方によっては、予算が通ったら、も

う説明したでいいんだというふうに、ばんばん進めていってしまうというふうにしかとれなくなってしまう。自分の中ではそのように思いたくなくても、とらざるを得ない状況になってしまうようなことは困るわけです。その点についてもきちっと説明をし、協議をしていただいて、御理解のもとで進めるということをきちっと返事をしていただいて、そのとおり進めていただかないと、今日に至るまでの中で、このうすずみ公園にかかわってくるいろんな問題の中で、協議を行います、協議を行います、お願いしますと言っておきながら、されてこなかったことがあるので、今回、また確認をしなきゃならなくなっているということを言っているわけなんです。その点について、きちっとした答えをいただければいいのですが、いかがですか。

議長（後藤壽太郎君）

根尾総合支所長 山田道夫君。

林政部長兼根尾総合支所長（山田道夫君）

先ほどちょっと説明が不足をしたような状況でございますが、この駐車場整備については、当然、執行前には御相談をしたいと思っております。あわせて、うすずみ公園についても、これはまだ計画がしっかりまとまっていない状況でございますので、その辺についてもあわせてお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

それでは、3点伺います。

一つは、企業誘致の体制についてであります。

21年度の主要な事業の一つが企業誘致に対する取り組みだというふうに思っています。それは、市長の所信表明などでも述べられているとおりであります。予算書を見ますと、それに見合った状況になっていないのではないかというふうに思っておりました。これについて産業建設委員会を傍聴いたしましたので、ある程度、どういう方向で取り組んでいくかということも出されましたので、理解した部分はございますけれども、それはあくまでも産業建設委員会を傍聴したから若干わかったという程度にすぎませんので、改めて市長としての取り組む体制についても、もう少し具体的に考えておられることを表明していただきたいというふうに思っています。先ほどの産業建設委員長報告の中で触れられなかった部分で、私、傍聴のときに聞きましたのは、本部をつくってというようなお話もございました。そういったことも含めて、どのような体制でやっていこうとされているのか、お伺いしたいというふうに思います。

二つ目は、ボランティアの拠点づくりについてでありますけれども、これは、19年度の行政改革の事業実績報告書に「ボランティア支援センターの設置を検討」というふうに記載されております。その中身については、ボランティア組織の活動状況を広く情報提供するとともに、ボランティアを

したい人、してほしい人の調整などを行うためにボランティア支援センターの設置を検討する。さらに、本業市の活動状況及び他自治体の設置状況を調査した。引き続き、ボランティア支援センターの設置について調査・研究を行っていくというのが19年度の実績報告で、今申し上げた検討する、あるいは調査・研究をするということが20年度も行われたのだらうというふうに思っています。そういった上に立って、21年度こうしたことは予算的にはどういうふうに反映されているのか、よくわかりませんので、お伺いしたいと思います。

3番目ですが、経費の節減に関連して少しお伺いしたいと思います。

予算編成方針で、今まで以上に事業継続の可否を含めた見直しや徹底した経費の節減に努めていくと述べられています。そのことはそのとおりだというふうに思います。この説明についても、各部署一律にやられているというふうには思いませんけれども、若干心配がございますので、考え方を伺いしたいと思います。

例えば、A、B二つの部署がありまして、それぞれの予算が100万円だったとします。その中で、固定的にかかる人件費等が、例えばAの方は20万円、Bの方は50万円だとすると、その部分の削減は実質的にできませんね、報酬が決まっていますので。残りの部分、80万円と50万円の、例えば20%の削減を考えたときには相当な開きが出てきますね。そうすると、事業に無理が出てくる危険性も生まれてきます。そういった点も配慮はされているだらうと思いますけれども、これから進めていく中で常にチェックしながら、本来やるべき事業がそのことによってなおざりにされるということのないようなチェック体制をつくってほしいというふうに考えております。その点についてのお考えをお伺いしたいと、これは総務部長にお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

1点目の企業誘致について、藤原市長。

市長（藤原 勉君）

それでは、質問ございました企業誘致の取り組みの体制づくりということで、お答えを申し上げます。

今回予算では、今の旅費ですとか、そういう誘致に行くときの土産を持っていくような経費を、消耗品やいろいろなものを計上させていただいております。ですけれども、具体的予算の方で云々というお話もございまして、産業建設委員会でもそういうお話がございまして、そのときにも答弁させていただきました。

企業誘致をめぐる情勢というのは、御案内のように100年に1度と言われている大変不況の真っただ中でございます。特に中部地区は製造業が主体の地域でございまして、特にトヨタ関連、自動車関連の企業が大変多いというようなことで、既に東海環状東回りルートの方は大変好調だということで、トヨタ関連の企業がどんどん進出したんですけれども、現在わかっているところで言いますと、企業の白紙撤回するところもございまして、それから進出を休むといいますが、そういう企業も出てきておるということで、決して順風満帆の中で企業誘致ができるというふうに思っておりません。かえってここ2年、3年、下手するともっとかかるかもわかりませんが、そんなよ

うな企業誘致というのは長い考え方で見ていかなければ多分だめだろうというふうに思っております。どんな企業でもよければ、何でもいいからという話ならば、それはまた別の考え方があるでしょうけれども、せっかくいい団地をつくって、それなりの場所もいいところで、そしてこれから本巢市の産業振興をしていく上でも、一つのいい企業、そしていい企業団地にしていきたいという気持ちを持っておりまして、できるだけ優良な企業をぜひ誘致したいという気持ちを持っております。そういったことで楽観はしておりません。

ですけれども、そういう状況だから、ただ手をこまねいていいというものじゃございませんので、体制をしっかりとってからということで、今回、企業誘致の推進室をつくって、専門の管理職を1人置いて、そしてその下に商工観光課の職員なんかも手伝わせながら、そして土地開発公社とも連携をとりながら企業誘致を進めていくということにいたしております。お金の方も、それぞれ土地開発公社の方で誘致関係の経費もごさいます。そういったことで、私どもの方の市の予算だけではなくて、土地開発公社の方の関連予算もあわせて使いながら、企業誘致というのを真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。

そういった中で、産業建設委員会の中でお答え申し上げましたけれども、市の組織の中におきましても、内部の本部を立ち上げて、私をトップにし、そして副市長以下関連部長をメンバーとした企業誘致対策本部のようなものもつくらせていただいて、そして企業誘致推進室と一体になって企業誘致というのをこれからしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これから長丁場になるだろうという気持ちを持っております。本部をつくったり、対策監をそろえたから、それで企業誘致ができるという生易しいものではございません。企業誘致は、御案内のように、進出する企業にすべてが任された部分がございますし、向こうの方でいう、私どもの方のところへ、いい点というんですか、ほかよりもすぐれているものと認めれば進出してくるでしょうし、そうでなければなかなか厳しいということであります。そしてまた、我々の側の方も、それなりに優遇措置等々もこれから考えていかなきゃいけないというふうな思いもしております。現在、誘致に当たっての優遇というのは考えておりますけれども、これからいろんな企業が進出するときの交渉の過程で、またもっともっと違う優遇措置というのが出てくる可能性もございます。三重県の例を見るまでもなく、そういうこともございますので、そのときには議会の皆さん方にも御相談をしながら、そして私どもの市にとっていい方向になるように、そういったことも考えていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、企業誘致は、ほかのところとの競争でございますし、そのためにも、これから誠心誠意、一生懸命努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。
議長（後藤壽太郎君）

それでは、2点目のボランティア拠点についてということで、副市長の小野精三君。
副市長（小野精三君）

2点目の、ボランティア拠点づくりについて答弁させていただきます。

その前に、先ほど市長の方から土地開発公社の方での予算ということもございましたので、若干

だけコメントをさせていただきます。

土地開発公社の方では、あす理事会を開きまして、新年度予算を御説明させていただきたいというふうに考えておりますので、あくまでも理事会承認前の事務局案ということでお話しさせていただきたいと思いますが、21年度当初予算につきまして、成功報酬金を800万円ほど考えております。これは、不動産取引業を営む仲介者につきましては、分譲面積に応じて分譲単価の1%といったような格好で、あと額が大きくなっていきますと逡減していくといった格好にはなりますが、そういった成功報酬とか、それからまた不動産取引業を営まない一般の方からの情報提供につきましても謝礼を支払うと、そういった格好で企業誘致に弾みをつけたいというふうに考えております。また、広告宣伝費につきましては、新聞の広告掲載とか、それから屋井工業団地の現地に大きな立て看板、「分譲中」といった看板を設置していきたいといった格好で、公社の方でも積極的に企業誘致を進めるために、鵜飼議員御指摘のありました予算につきましては、市とあわせて進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目のボランティアの拠点づくりについてでございますが、私どももこのボランティア支援センターの拠点づくりをどういうふうに設置していくかということを検討してまいりましたときに、昨年の9月議会の補正でお願いいたしましたまちづくり楽校の方の事業を核に進めていきたいというふうに考えております。このまちづくり楽校につきましては、まちづくりボランティアに取り組むきっかけとなります講座を開設しまして、ボランティアに係る人材の育成を図る事業を行いまして、ボランティア支援センターの設置を検討していきたいというふうに考えております。

現在は、例えば単位というか、分野ごとのボランティア支援センターというのが少しずつ立ち上がってきている状況でございます。例えば社会福祉協議会の中にあります福祉に関するボランティア支援センターとか、それからまた教育委員会の社会教育でやっていますボランティア44といった団体とか、それからまたNPO法人の方ですね、例えば糸貫川をきれいにする会といった各分野ごとにボランティア団体が立ち上がってきております。そういった横並びのまちづくりのボランティア支援センターといった観点からいけば、まだ分野的にはカバーできていない分野もあるかと思えます。そういったところのボランティア団体を立ち上げるような格好を、例えば先ほど言いましたまちづくり楽校、そういったところを出られた方々が中心になって空白部分のエリアのところを埋めていただくというようなことがもししていただければ、それは本巢市のボランティアの推進が大いに進んでいくのかなというふうに思いますし、また、まちづくり楽校の卒業生、OBの方がそういった分野ごとのボランティア団体を束ねるような親の組織みたいなものも将来的に検討していただけるといことになれば、またその分、行政と民間のボランティアの方々とは連携、タイアップしながら進めていくといったことも検討していければいいかなというふうに思いますので、当面は、このまちづくり楽校の事業等を進めながら検討していきたいというふうに考えております。

なお、21年度まちづくり楽校につきましては、30万円の予算計上をさせていただいているところでございます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、3点目の経費節減についての答弁を総務部長 鷲見良雄君。

総務部長（鷲見良雄君）

それでは、3点目の経費の節減関連ということで御回答申し上げます。

議員御指摘のように、今まで以上に事業継続の可否を含めた見直しや徹底した経費の削減に努めるというのは、市長の21年度予算の概要の予算編成方針にも記載してあるとおりでございます。しかし、議員御指摘のように、事業内容を問わず一律に経常経費の削減を目指すと、議員御指摘のような弊害も当然出てくると考えております。常々市長が言っておりますように、事業の継続の可否についてはスクラップ・アンド・ビルド、新しい行政ニーズに対応していくには、限られた経費の中を有効に活用する必要があるということで、職員もコスト意識を持つようにということで常々言っております。そういう観点から、必要なものについてはお金を投入していくと、経費の節減をせずに、真に必要なものについては今後も経費を確保していくという中で、終期とか、本来の意味での補助が必要でない部分とか、いろいろあるわけでございまして、関係各課と調整の上、適切に経費の節減に努めていくことにしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。決して一律に対応するものではないということだけは、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。以上です。

21番（鵜飼静雄君）

結構です。

議長（後藤壽太郎君）

その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

21番 鵜飼君。

21番（鵜飼静雄君）

今、100年に1度というような景気の悪化のもとで、地方自治体も本当に大変な厳しい状況におかれています。しかし、それ以上に大変な状況に置かれているのは国民ではないかというふうに思っています。それだけに、地方自治体が本来の役割である住民の暮らしや福祉を守る、その役割を一層果たしていくことが求められているというふうに思っています。

そうした観点から、この21年度の予算を見ましたときに、各種の福祉施策にそれぞれの配慮をされています。とりわけ、子供の医療費の助成を小学校卒業までに拡大をされました。また、地産地消の推進など、私も含めて、これまでその充実、あるいは整備を求めてきた課題も多く盛られています。このことについては、大いに評価をしたいと思っております。

ここまで述べますと、賛成かしらと思われるかもしれませんが、ただ、本当に正直なところを申し上げて、私は今回どうしようかと、非常に悩みました。ただ、どうしても見過ごすことができない課題が一つありますので、これを申し上げて討論としたいと思います。

この間、私は自分なりに最大の課題として考えてまいりましたのは、繰り返し繰り返し質問しても、聞くのも嫌になったかもしれませんが、保育園、幼稚園の整備の問題です。これについて繰り返し質問しておりますが、またかということはあるかもしれませんが、聞いてください。

議員になってから、一貫してこの課題を私は追及してまいりました。執行部と話し合いをしてまいりました。そうした中で、一昨年の12月末にやっと方向が出て、ほっとしたところございました。しかし、残念ながら、その後、また振り出しに戻ったのではないかと思わざるを得ないような状況が生まれています。ひょっとしたら違うかもしれませんが、少なくとも明確にはされていないという状況が続いているわけであります。総点検をいろんな形で進められている、このことについて否定するつもりはさらさらありませんけれども、本来の計画に上がって、住民にも議会にもこういう方向でやろうというふうに確定されたもの、あるいは過去の経過、そうしたものを無視して進めるのが総点検ではないだろうというふうに思っています。もし、それでもなおかつ見直しをせざるを得ないということであれば、対話重視を言われる市長のことですから、方向を決められる前の決定、あるいは前の計画はこうだったけれどもという前提の上に話し合いがあつてしかるべきであるというふうに思います。その点については、残念ながら欠けていたというふうに言わざるを得ません。

ほかにも幾つか疑問を持つところもありますけれども、何と云っても、私にとっての最大の課題はこの問題でございますので、このことを指摘しながら、残念ながら反対の討論をしたいと思いません。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

17番 大西徳三郎君。

17番（大西徳三郎君）

それでは、賛成の討論を行います。

今、反対討論で賛成に近いような討論でありまして、最後の一つのことで反対ということを行いました。

藤原市長になられて、ちょうど1年たったわけですけど、ことしの予算を見ますと、この近辺の市町ずうっと見ても、非常に苦しんで予算編成しておみえになります。うちの本巢市においては、去年の6月に肉づけをされて、比較して5%の減であります。5%の減になっておりますけど、しかし、中身においては非常に積極的な予算であると私は評価をいたしております。それにおいては、100年に1度の経済大不況というような状況において、非常に積極的に本巢市の経済の過程、

また振興のため、そのような予算もつけておられる。また、福祉においても、先ほど御意見がありましたけど、いろんなところに配慮されておるといことで、5%減になっておりますけど、非常に積極的な予算を組んでいただいたといことで、その点に感謝し、また市長の前を向いた姿勢を感じておりますし、そのようなことから賛成の討論といたします。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第25号 平成21年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第26号から日程第18 議案第28号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第16、議案第26号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてから日程第18、議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第26号から議案第28号までは、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 安藤重夫君。

文教福祉委員会委員長（安藤重夫君）

それでは、議案第26号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計予算について報告いたします。

今回から、後期高齢者支援分現年課税分（特別徴収分）の対象者はとの質問で、平成20年10月からとして、実績67人との答弁でありました。また、外来収入において、前年対比マイナスの206万9,000円になっているが、前回補正予算で減額を行っているが手だては考えているかの質問に、後期高齢者医療制度により、予算の見込みが立たなかったことにより、予算を余分に計上したとの答弁でありました。また、診療所の看護師の退職に伴う体制づくりはよいかの質問では、募集を行ったり、医師と相談しながら行っているとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第27号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について。

後期高齢者医療保険料において、平成20年度においては、特別徴収保険料80%、普通徴収保険料20%の比率でありますとの説明がありましたが、21年度の説明では特別徴収保険料70%、普通徴収保険料30%とのことですが、人数的にはどうかとの質問で、平成20年度本予算算定人数として、特別徴収では2,694人、普通徴収では1,024人との答弁でありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算について報告をいたします。

対象者は何人かとの質問で、後期高齢者75歳以上、本算定3月2日現在で3,912人ですとの答弁でありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上であります。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、議案第26号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

委員長報告の中で、どうも議論されておらなかったようですので、お伺いをしたいと思います。

今回、国民健康保険特別会計の中で繰入金を基金から1億4,000万繰り入れられております。昨年12月の国保会計の決算のときに、私は19年度の決算の認定に関していろいろな意見を申し上げて、非常に基金をあとどれくらい持っていったらいいかという、ある意味、財政的に余裕のあることがあと一、二年続くだろうという予測のもとにいろいろな御意見を申し上げたんですが、どうも21年度当初予算いきなり基金1億4,000万の繰り入れと、その大きな要因が療養給付費が前年度対比3億4,500万の増という形で見受けられるところだろうというふうに思います。根底には、後期高齢者制度という保険制度が変わってきた部分の中で、少し国保の内訳が変わってきている部分もあってかなあという部分も正直いろいろ考えてきたわけです。

今まで、合併してずっとこの間、国保の問題について、こういった予算審議以外ではほとんど内容分析等々の報告もなかったし、協議の件もなかったように自分では記憶しております。当然、国保運営協議会の中で御議論されて適切な運営がされているだろうというふうに思っておりますが、こういった予算書をつくらなければならないほど療養給付費がふえてきているという実態を踏まえ、国保運営協議会でこういった形で運営されていくのか。また、この予算書を随時進めていく中では、当然いろいろなことを想定した形で議会と話をしていかなきゃいけないことは想定されますが、こういうことは聞くまでもないんですが、どうも聞いておかないといけないだろうと思って、きちっと議会等に説明をして、いろいろなことを国保運営協議会ともども進められるお考えがあるか、どうかお伺いをしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長 藤原俊一君。

市民環境部長（藤原俊一君）

今回、この補正当たっては大変苦慮いたしました。先ほど議員御指摘のように、1億4,000万の基金を取り崩ししなければならないと、そのようなことが発生しております。この医療費について、いろいろな面からも検討をしてみいました。

まず一つ、この経緯をお話ししますと、医療費が膨大に膨れ上がったということで、昨年4月からずっと月々の医療費を見てまいりますと、4月は1億8,000万、それから10月で2億というような、大きな医療費の伸びを示しているような状況でございます。これに歯どめがかからないということで、今回このような新年度予算を上げたわけでございます。その一つの原因としましては、被保険者の数が2月現在で300人ほどふえているとか、あるいは65歳の障害者の方が選択制ということで、いわゆる後期高齢に入られる人と残られる人ということで、100人ほど残ったような状況でございます。このようなことから、大変な費用が膨らんできたということでございます。

それから、国保の運営協議会の協議ということもございまして、説明をしております。それと同時に、合併時に国保の保険税につきましても見直ししながら進めると、当時そういう格好で進めてございまして、基金が7億5,000万ほどあったわけなんですけれども、それを今回取り崩しをしたということで、今後、この医療費の伸びを見ますと、大変国保財政にとって厳しい状況になってきます。それで、21年度に当たっては、税も含めたそういうものも検討してみたいと思っております。そういうことで、またその時期になりましたら、御相談しながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

19番 高橋君。

19番（高橋秀和君）

推移をどのように報告してくるかというのは大事なことなんです。私はくどくどと、本当なら当たり前の話として聞かなくてもいいことをあえて聞いている理由は、今までの中であるからわざと聞かなきゃいけない状況になってきているということなんです。なぜそういうふうになっているかということ、20年度の状況をおかしいなと思って調べていったわけです。予算書が出てきてもなお、20年度の状況の報告というのはありましたかね、きちっと月別にどう伸びてきていると、被保険者の分がどう変わってきたかと、状況報告は、多分、国保運営協議会ではされてきただろうと思うんです。でも、今後予想されていくことについて、この会期中でも、国保の問題について、きちっとした分析で、こういう状況になってきているという報告は、市民環境部長から私は受けていないような気がするんですね。そういうことがまた1年間続くようでは困るので、あえて確認しておくわけです。

戻りますけど、一般会計予算のときも、私はそのことを指摘してきたんです。議会に相談をする、相談をすると。でも、そのことで実態の部分がかげ離れていくことが、また今年度も起きてくると困るので、あえて質問しているということなんです。きちっとした形の約束をしてください。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長 藤原俊一君。

市民環境部長（藤原俊一君）

この状況につきましては、国保運営協議会と相談しながら、また議会とも相談をかけてまいりたいと思います。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 道下君。

8番（道下和茂君）

ただいま委員長報告の中に、看護師の募集を医師とも相談しながら進めておるということでございますが、もう4月に入ろうとしておるわけでございますが、そこら辺はどうなっているのかと。

もう1点は、看護師がやめた部分につきましては充足をしておるのか、充足をしていなかったら、今後、どのような対応をしていくのか、お聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長 藤原俊一君。

市民環境部長（藤原俊一君）

それでは、看護師についてお答えさせていただきます。

今現在、2次募集をかけておまして、1人面接をしております。ただ、本巢診療所、それから根尾地域診療所と2カ所あるわけなんですけれども、現在は1人の申し込みで、面接を行ったということでございます。今後に対しては、また医師とも相談しながらやっていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（後藤壽太郎君）

8番 道下君。

8番（道下和茂君）

私、記憶をしておるのは、せんだって、一般質問をやらせていただいたときに、1人が定年退職を迎える、それから1人が退職を予想されるという中で、今の話ですと、まだ1人の申し込みがされておるのか、決定したのかわからないのですが、実際何名足らなくて、何名応募があるのかということをお聞きしたいのと、じゃあ、それがなかったときにどのような体制をとっていくのかということをお聞きしたいわけですが。

議長（後藤壽太郎君）

市民環境部長 藤原俊一君。

市民環境部長（藤原俊一君）

職員が2名退職しております。それで、本巢1名予定を、今現在、本巢の方では臨時が2名、前からおる臨時に対してはそのままでおります。職員が1人欠けたのをどうカバーしていくかという

ことで、今1人検討していかなければならないかなと思っております。

根尾診療所においては、1名退職しました。それで、現在、先ほどお話ししましたように申し込みがございまして、4月から1人採用する予定でございます。そこで、いかに診療体制をつくっていくかということで、その間、例えば研修時にどうするかということにつきまして、また医師とも相談しながら、どうしても足りないということになれば、また雇用を考えていきたいと思っております。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

それではないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第26号 平成21年度本巣市国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号 平成21年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第27号 平成21年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第28号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後2時09分 休憩

午後2時30分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第19 議案第29号から日程第22 議案第32号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第19、議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから日程第22、議案第32号 平成21年度本巢市水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第29号から議案第32号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 道下和茂。

産業建設委員会委員長（道下和茂君）

それでは、産業建設委員会に付託をされました議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号について報告をいたします。

最初に、議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算について、慎重審査をいたしました。特に異議がございませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第30号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計予算について、慎重審査をいたしました。特に異議がございませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第31号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計予算について、慎重審査をいたしました。特に異議はございませんでした。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第32号 平成21年度本巢市水道事業会計予算について、質問で、年間有収率はどれぐらいで見ているかの質問に対し、平成19年度88.3%、平成18年度87%、平成17年度84.2%、平成16年度79.3%の答弁でございました。また、供給単価はどれぐらいかの質問においては、平成19年度で、上水道では101.01円、簡易水道では102.28円の答弁でございました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第29号 平成21年度本巢市簡易水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第30号 平成21年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 平成21年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号 平成21年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号 平成21年度本巢市水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午後 2 時36分 休憩

午後 4 時12分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

先ほど休憩中、発議第 1 号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提出者、村瀬明義君から議案撤回の請求があり、私が議案の撤回を許可しましたので、ここに御報告申し上げます。

日程第24 発議第 2 号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第24、発議第 2 号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

発議第 2 号について、提出者に説明を求めます。

提出者、10番 中村重光君。

10番（中村重光君）

発議第 2 号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について。

本巢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年本巢市条例第 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提案理由につきましては、政務調査費の支出に係る領収書等を提出することにより、政務調査費の用途について透明性を高めるため改正するものでございます。よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第 2 号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第 2 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第2号 本巢市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第25、発議第3号 地方交付税の復元及び税財源の充実強化等を求める意見書についてを議題といたします。

発議第3号について、提出者に説明を求めます。

提出者、9番 浅野英彦君。

9番（浅野英彦君）

地方交付税の復元及び税財源の充実強化等を求める意見書について。

地方交付税の復元及び税財源の充実強化等を求める意見書について、次のように発案をします。

皆さんのお手元に届いておると、全協で皆さんには十分に読んでいただいておりますので、記以下の部分を朗読して、提案理由とします。

1．地方公共団体間の財政力格差を是正し、一定の行政水準を維持・確保するため、三位一体で大幅に削減された地方交付税を復元するとともに、その総額を確保すること。

2．地方交付税原資の国税収入の減少が見込まれるため、国の責任において必要な特例措置等を講じることにより、地方交付税財源を適切に確保すること。

3．地方財政計画において、地方税収を的確に見込むとともに、地方にとって必要な歳出を適切に反映させること。

4．国の経済対策に係る地方負担分については、国の責任において財源措置を講ずること。

5．国と地方の税源配分の5対5を目指して、国から地方への一層の税源移譲を進め、税財源の拡充強化及び偏在性の少ない地方税体系の構築に努めること。

以上を理由といたします。よろしく御審議願います。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第3号 地方交付税の復元及び税財源の充実強化等を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第26、発議第4号 緊急の経済対策及び雇用対策を求める意見書についてを議題といたします。

発議第4号について、提出者に説明を求めます。

提出者、17番 大西徳三郎君。

17番（大西徳三郎君）

それでは、発議第4号について説明を申し上げます。

緊急の経済対策及び雇用対策を求める意見書ということで、今世界の金融資本市場は、100年に一度と言われる大混乱に陥っております。また、我が国においても、自治体経済に及ぼす影響が非常に大きく、今国におかれましては、第2次補正が成立し、やがて21年度当初予算も成立するというところでありますけど、きょうの新聞にも載っておりましたように、またさらなる追加経済対策、財政支援をするということで、10兆円というように新聞にありました。

国におかれても、疲弊する地方の現状に配慮しながら、さらなる経済対策を早急に実現するとともに、人々の不安を解消し、生活を支援するため、実効性のある雇用対策を早く実現されるよう、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出するというものであります。

よろしく御賛同をお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

発議第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第4号 緊急の経済対策及び雇用対策を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第27 発議第5号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第27、発議第5号 家電リサイクル料金の前払い制度導入を求める意見書についてを議題といたします。

発議第5号について、提出者に説明を求めます。

提出者、13番 瀬川治男君。

13番（瀬川治男君）

発議第5号について説明させていただきます。

家電リサイクル料金の前払い制度導入を求める意見書。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、環境に負荷をかけない持続可能な循環型社会への転換が求められている。

しかしながら、平成13年4月に本格施行された家電リサイクル法は、特定家電の収集、再商品化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずるものであるにもかかわらず、法施行後、7年を経過する今もなお、山林等に不法投棄される対象家電が後を絶たず、その対策は、全国の地方自治体に共通する重要な課題となっている。また、2011年のアナログ放送の終了を間近に控え、テレビの買い替えが進む一方で、不要となったテレビの不法投棄も懸念される。

よって、国におかれては、家電の不法投棄問題に対処するため、テレビの大量購入が見込まれるこの機会に、新製品購入費にリサイクル料金を負担する前払い制度の導入や廃家電の引き渡し義務違反等に対する罰則の強化など実効性ある措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

これでありますので、御賛同くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第5号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第5号 家電リサイクル料金の前払い制度導入を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第28 発議第6号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第28、発議第6号 特別支援教育の充実に関する意見書についてを議題といたします。

発議第6号について、提出者に説明を求めます。

提出者、2番 船渡洋子君。

2番（船渡洋子君）

発議第6号 特別支援教育の充実に関する意見書について説明をさせていただきます。

特別支援教育を推進するためには、これまでの特殊教育の取り組みをさらに推進しつつ、さまざまな障害に対応できるよう支援体制づくりや学校種間の連携、教育委員の専門性の向上などを一層進めていくことが重要である。

よって、国におかれては、特別支援教育の充実のために、次の事項を実現されるよう地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1．特別支援教育の充実に必要な教員定数の措置を講ずること。特に学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口など特別支援教育の推進役となる特別支援教育コーディネーターについての拡充を図ること。

2. 障害に応じた適切な教育を実施する上で重要な役割を担う専門職員の配置に係る財政上の措置を講ずること。

3. すべての学校において、特別支援教育の一層の充実を図るため、一般教員の免許状取得課程において、特別支援教育に関する単位の必修化を図ること。

以上です。よろしく御審議のほど、賛同くださるようお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第6号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。

発議第6号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第6号 特別支援教育の充実に関する意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第29 発議第7号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第29、発議第7号 地方消費者行政の充実強化を求める意見書についてを議題といたします。

発議第7号について、提出者に説明を求めます。

提出者、6番 高橋勝美君。

6番（高橋勝美君）

発議第7号 地方消費者行政の充実強化を求める意見書についての説明をさせていただきます。

提案理由は別紙についておるとおりでございますので、記以下を御説明申し上げます。

消費者の相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言・あっせん等により解決されるよう、消費生活センターの設置、業務及びあっせん処理等の機能を法的に位置づけるとともに、被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築するなど、必要な法整備を行うこと。

2. 地方消費者行政の体制整備などの抜本的な拡充強化に向けた財政措置を講ずることということで、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

よろしく御賛同をお願いいたしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決します。

発議第7号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第7号 地方消費者行政の充実強化を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30 発議第8号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第30、発議第8号 WTO農業交渉に関する意見書についてを議題といたします。

発議第8号について、提出者に説明を求めます。

提出者、20番 遠山利美君。

20番（遠山利美君）

発議第8号 WTO農業交渉に関する意見書について、別紙のとおり発案をいたします。

平成20年7月に行われたWTO（世界貿易機関）の新多角的貿易交渉は、閣僚会合で決裂し、農産品で関税引き下げの例外となる重要品目の対象を全品目数の原則4%、最大6%という、我が国にとって容易に受け入れがたい交渉の合意は回避された。しかし、その後示された改訂議長案においても、同様の提案が行われており、今後も厳しい対応が続く見込みとなっている。

よって、国におかれては、WTO農業交渉に当たって、次の事項の実現に向け交渉されるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

1. WTO農業交渉では、世界的な食料不足の拡大や地球規模での環境悪化につながるものな
いよう、農林水産業の多面的機能の維持、食料自給率の向上、各国が共存・共生できる貿易ルール
とすること。

2. 大幅な関税引き下げの対象から除外する重要品目を十分に確保するとともに、上限関税の設定
や関税割り当て数量の一律的・義務的拡大には慎重に対応すること。

3. 各国の国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの
維持などの国境措置に確保し、急速な市場開放には応じないこと。

以上、提案説明を終わります。皆さん方の審議をいただき、御賛同いただきますようによろしく
お願いします。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号については、委員会付託を省略したい
と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第8号を採決します。

発議第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第8号 WTO農業交渉に関する意見書については、原案のと
おり可決することに決定しました。

日程第31 発議第9号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（後藤壽太郎君）

日程第31、発議第9号 森林の整備、林業・木材産業振興施策の充実等を求める意見書について
を議題といたします。

発議第9号について、提出者に説明を求めます。

提出者、5番 高田文一君。

5番（高田文一君）

それでは、森林の整備、林業・木材産業振興施策の充実等を求める意見書の概略について御説明申し上げます。

近年、地球温暖化の急速な進行など、地球的規模の環境破壊が深刻な問題として注目される中、環境を守る有用な資源としての森林の役割に大きな期待が寄せられております。面積の86%を森林が占める本市にとっては、豊かな自然を守り、育て、有効に利用する持続可能な森林づくりを進めることが強く求められておるところでございます。

一方で、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、森林経営の衰退、担い手不足など、また多くの森林が間伐もされずに長らく放置されている。こういう現状ではございます。そして、森林の多面的機能を維持するには、森林を適切に管理することが不可欠でございます。

国におかれましては、安全で安心な国民の暮らしを守る上で重要な役割を担う森林を適切に維持するため、次の事項について措置を講じられるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

項目の1でございます。森林吸収減対策を初めとした森林の整備・保全のため、定額助成の拡充、造林未済地の解消に向けた対策の充実、森林病虫獣害対策の徹底を図ること。

2．新林経営確立のため、国産材の安定的な供給体制を担う林業事業体の育成、「緑の雇用」等による担い手対策、提案型の集約化施業の推進や高性能林業機械の導入と林道・作業道の整備等による効率的な作業体制の整備を推進すること。

3．需要に対応した木材産業構造の確立と国産材利用の拡大を図るため、国産材の住宅等への利用拡大、外材から国産材への原料転換や中小製材工場と中核工場の連携による加工流通体制の構築、さらに間伐材等のチップ・バイオマスを含む総合利用を推進すること。

4．山村の再生を図るため、山村が有する森林資源を活用し、木質バイオマス利用促進、健康教育ビジネスの展開などの施策を推進すること。

5．地域の安全・安心のため、局地的な豪雨や地震の頻発による大規模な山地災害への発生を踏まえ、警戒避難態勢の強化等を含めた治山対策を推進すること。

以上、意見書の説明とかえさせていただきます。

よろしく御審議いただきまして、御賛同を得ますようお願いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第9号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第9号を採決します。

発議第9号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第9号 森林の整備、林業、木材産業振興施策の充実を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第32 閉会中の継続審査の申出書について

議長（後藤壽太郎君）

日程第32、閉会中の継続審査の申出書についてを議題といたします。

総務企画委員長から、本巢市議会議員が本会議または本巢市議会委員会条例の規定による各委員会に出席した場合に、費用弁償として支給される日額2,000円を実費支給に変更することについて、継続して慎重に協議する必要があるため、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

21番 鵜飼静雄君。

21番（鵜飼静雄君）

この件につきましては、先ほどの全員協議会の席でも申し上げましたように、こういった形で継続してやっていかれることについて否定はしませんけれども、これまでの私の主張してきたこと、あるいはとってきた態度からして、今の段階で賛成はしにくいという状況でございますので、本来ならば退席して棄権ということでございますけれども、今回の態度としては賛成できないという、その理由については前回の全協で詳しく述べましたのでわかっていると思いますけれども、そういう状況でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、異議がありましたので、起立によって採決をいたします。

総務企画委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後4時45分 休憩

午後4時45分 再開

議長（後藤壽太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

時間延長したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午後4時45分 休憩

午後4時54分 再開

議長（後藤壽太郎君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しております。

ただいま休憩中に、中村重光君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。ここで、副議長辞職の許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、中村重光君の退場を求めます。

〔副議長退場〕

追加日程第1 副議長辞職の許可について

議長（後藤壽太郎君）

それでは、副議長辞職の許可についてを議題といたします。

まず、書記に辞職願を朗読させます。

議会事務局書記（安藤正和君）

辞職願。私こと、このたび一身上の都合により、本巣市議会副議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願い出ます。平成21年3月23日、本巣市議会副議長 中村重光。本巣市議会議長 後藤壽太郎様。

議長（後藤壽太郎君）

お諮りします。中村重光君の副議長辞職を許可することについて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、中村重光君の副議長辞職の許可については、許可することに決定しました。

副議長辞職の許可についてが終了しましたので、中村重光君の入場を許可します。

〔副議長入場〕

中村重光君に申し上げます。中村重光君の副議長辞職については許可することに決定しました。
中村重光君は登壇し、ごあいさつをお願いします。

10番（中村重光君）

退任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の3月から今日まで、皆様方には本当に公私ともどもに協力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。特に、私の場合は、前瀬川議長6ヵ月、後藤議長6ヵ月、支えていただきました。両先輩には、高い席からではございますけれども厚く厚く御礼を申し上げます。また、議員の皆様方には、至らない副議長ではございましたけれども、1年間、本当にお支えをしていただき、無事今日を迎えましたことを、高い席からではございますけれども重ね重ね御礼を申し上げ、退任のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。ここで、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第2 副議長の選挙について

議長（後藤壽太郎君）

副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は20名であり、定足数に達しております。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号18番 戸部弘君と19番 高橋秀和君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名といたします。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の名前を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいまより開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数20票、うち有効投票数18票、無効投票2票。

有効投票中、遠山利美君8票、中村重光君10票。

以上のとおりで、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、中村重光君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された中村重光君が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

中村重光君は登壇し、ごあいさつをお願いします。

新副議長（中村重光君）

一言ごあいさつを申し上げます。

再度、副議長という任を受けました。皆様方には心から感謝を申し上げます。議長を支えながら、あと6ヵ月、全身全霊を傾けて職に邁進する覚悟でございます。どうか9月末まで皆様方の協力をよろしくお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

以上で、本会議に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これもちまして、平成21年第1回本巢市議会定例会を閉会といたします。

本日は大変ありがとうございました。本当に至らない議長ということでしたが、皆さん方には慎重審議していただき、そして協力をしていただいたことを心から感謝を申し上げます。20日間にわたりまして、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後5時09分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員